

川越市水道事業配水補助管施工規程の一部を改正したことについて

1 川越市水道事業配水補助管施工規程の趣旨

市内給水区域内の配水管未布設区域等における配水補助管の施工に関し必要な事項を「川越市水道事業配水補助管施工規程」（以下「当該規程」と言う）で定めています。

2 一部改正の目的

当該規程を制定した当時、配水管の整備がされていない区域が多かったため、配水管の未布設区域に配水補助管を布設することを目的として昭和44年に制定しました。

配水補助管の新規布設については、原則申請者負担となりますが、これまでは、水道普及促進のため、一定の条件の申請者に対しては、費用の負担軽減を図ってきました。しかし現在は、水道普及率がほぼ100%となり、概ね配水管の整備は終了したため、受益者負担の観点にたち費用負担の見直しをいたしました。

今後は、配水補助管などの施設の拡張から維持管理について重点をおいて整備していくことが重要となります。

3 申請者の負担金等

現行では配水補助管の口径が50mmの場合、35mまでの布設工事の負担金を免除していますが、改正後は延長距離にかかわらず工事の負担金が発生します。申請者の負担金としては、個人が20mm等の給水管を布設した場合の工事費となります。

なお、近隣市においては、同様の制度はなく、ほとんどの場合個人が既存の配水管から自宅まで給水管を布設する工事費について全額自己負担で行っています。これは、川越市における申請者の負担金と同等の工事費となっています。

また、申請者にとっては、布設後の配水補助管の維持管理をしなくてよいことなどから、個人の給水管を布設する近隣市と比較して、費用負担などの面からもメリットがあります。

※配水管とは……… 市内全域に網の目状に張り巡らされ、各家庭の前まで水道水を送り届ける公設の管。
 ※配水補助管とは……… 布設希望者の申請によって布設する、比較的小さい口径(50mm・75mm・100mm)の公設の配水管。
 ※給水管とは……… 各家庭の前にある配水管から分岐して、家庭に水道水を送る個人所有の管。

4 改正の主な内容等

① 改正内容（申請者の負担）

口径(mm)	延長距離	現行	改正後
50	35m以内の部分	免除	全額負担(連合管解消の場合は免除)
	35m超の部分	工事費の3/4を負担	全額負担
75以上	全ての部分	工事費の3/4を負担	全額負担

② 施行日 令和5年4月1日

5 過去5年間の工事件数 (件)

	実績					実績から改定後の条件で算出				
	H29	H30	R元	R2	R3	H29	H30	R元	R2	R3
負担金あり	7	3	0	6	6	29	25	12	19	17
うち連合管が解消	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2
負担金なし	34	30	15	15	16	12	8	3	2	5
うち連合管が解消	12	8	3	2	5	12	8	3	2	5
合計	41	33	15	21	22	41	33	15	21	22
うち連合管が解消	14	8	3	2	7	14	8	3	2	7

6 市民への周知方法

・上下水道局だより ・市ホームページへ掲載

【参考】 図1 改正にともなう申請者負担のイメージ (φ50の配水補助管を50m延長した場合)

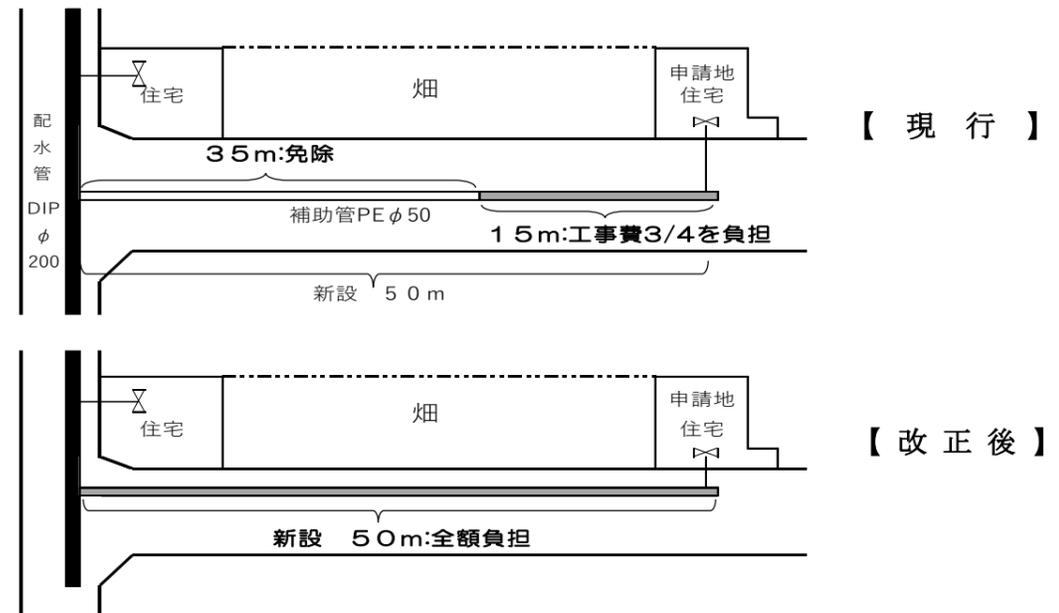
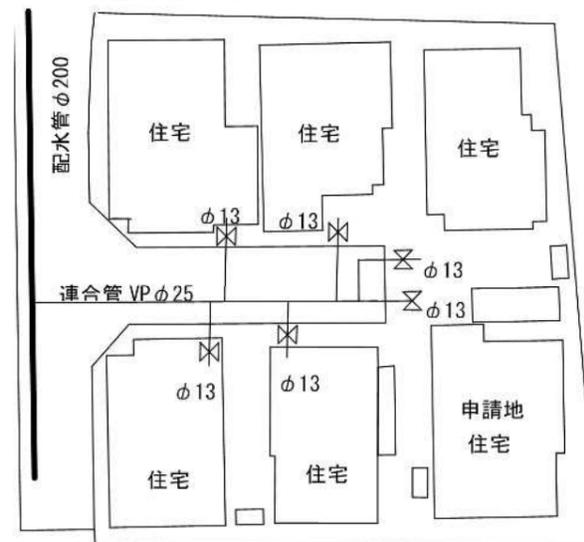
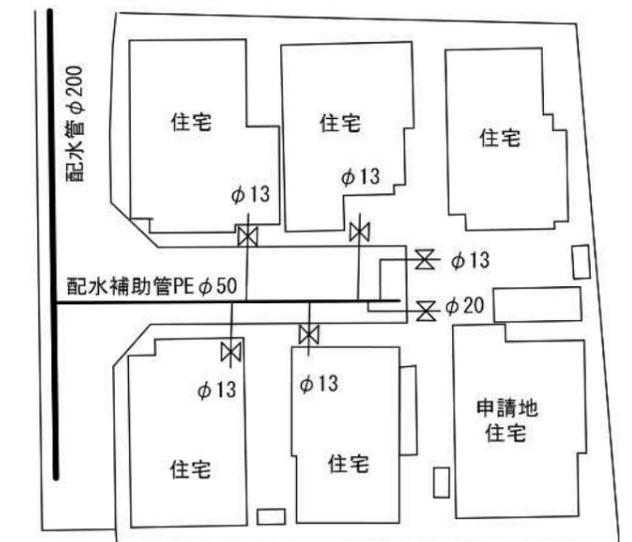


図2 連合管のイメージ



1本の給水管(個人管)を複数人で使用しているもの。原則は、1人で1本の給水管となります。

図3 連合管解消後のイメージ



布設した補助管からφ20の給水管を取り出した場合のイメージ。